

別表（第2条関係）

赤印は改正後

（単位：円）

改正前					改正後					
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.002を乗じて得た額	建築物	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの								Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの								Aに0.01を乗じて得た額
		階数が4以上のもの								
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額				